平成２５年（フ）第２０４号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野３丁目17番地１　ハイツアーバンＣ103号
債務者　岩田ヘルヤントこと　ヘルヤント
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２９号
埼玉県東松山市若松町２丁目17番８号
債務者　小峰　和則
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２４２号
埼玉県東松山市松葉町３丁目13番６号　スカイハイツ・カネコ201号室、旧住所埼玉県東松山市松葉町２丁目３番３号　アナトリア宮下402号室
債務者　竹澤麻理子
１　決定年月日時　平成25年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９８号
千葉県山武郡横芝光町屋形5025番地３　テンダーヴィラ九十九里507号
債務者　大木信太郎
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
千葉県東金市堀上136番地12
債務者　新田　丹美
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２８号
静岡県富士市南松野1775番地の３
債務者　大沼　昭代
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７６５号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　39棟501号
債務者　小笠原富博
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
香川県高松市藤塚町１丁目16番29号　島本ビル３階西側
債務者　野中　正子（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０１号
長崎県諫早市金谷町15番３号　シャルムティー203号、前住所長崎市昭和２丁目15番１―1604号
債務者　森谷　龍二
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
長崎県大村市植松３丁目801番地１植松谷口借家、前住所長崎県大村市植松２丁目417番地１
債務者　髙谷　晴美
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
長崎県大村市古賀島町133番地２古賀島アパートＤ棟306号
債務者　山﨑　弘美
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
京都府亀岡市篠町馬堀東垣内31番地31
債務者　京谷眞一郎
１　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
静岡県袋井市東同笠1315番地の１
債務者　山﨑　里織
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
北海道帯広市東14条南４丁目１番地14
債務者　山口美登里
１　決定年月日時　平成25年８月20日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
北海道帯広市西７条南15丁目15番地１
債務者　敦賀　幸弘
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
北海道帯広市西７条南15丁目15番地１
債務者　敦賀　敦子
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５１５号
埼玉県和光市白子３丁目12番50号
破産者　株式会社オリエンタル
１　決定年月日　平成25年８月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係